

岐阜県公報

第 二 千 百 二 十 三 号
平 成 二 十 二 年 二 月 十 六 日
(火曜日)

目 次

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

○道路の区域変更

○道路の供用開始

公 示

○落札者等に関する公示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

○県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

○保安林に指定された旨の通知

(治 山 課) 一〇九^{ページ}

(道路維持課) 一二二

(同) 一一四

(研究開発課) 一一五

(環境生活政策課) 一一六

(農地計画課) 一一六

(治 山 課) 一一六

告 示

岐阜県告示第八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市滝町二二三の一、二二三の二、二二三の五、二二五の三、二二六の
一から二二六の三まで、二二七の一から二二七の九まで、二二八、二二
九の一から二二九の三まで、二三〇の一から二三〇の三まで、二三一、二
三二、二四二の一、二四二の二、二四三の一、二四三の二、二四三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市一之宮町字薄越七七八二、七七八八の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町板殿字ノボリ尾六一九の一、六二二、六二三の一、飛騨市古川町数河字田形三八九二の一・一五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸阿部字木作一五〇四、洞戸大野字牧目二六一の一・洞戸小坂字下之洞一七四〇の一・一七四二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字小峠九〇五六の三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所
に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町稲越字かじゃ作二八二の一（次の図に示す部分に限る。）、二八二二
の四二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市木知原字三ツ谷一一七四の二、一一七五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市根尾大井字大井谷八三三、八三三の二〇、八三三の二三、八三三の二四、八三三の二六、八三三の七四、八三三の七五、八三八、八三九、根尾下大須字和井谷八七八の一、八七八の四、八八三の一、八八三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字宮ケ洞二〇九二の四六から二〇九二の四九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道 百五十七号						道路 種類
						路線名
						区 間
同 郡 同 町 同 字 同 三六〇番一地区先から 同 郡 同 町 同 字 同 三六〇番一地区先まで		同 郡 同 町 同 字 同 三五九番二地区先から 同 郡 同 町 同 字 同 三五九番二地区先まで		同 郡 同 町 同 字 同 三五九番二地区先から 同 郡 同 町 同 字 同 三五九番二地区先まで		別前変区域 後更後
後		後		後		敷地の幅員 (メートル)
九・〇 一八・四		七・八 八・六		八・二 一五・〇		延 長 (メートル)
六・〇		四・〇		三・〇		備 考

岐阜県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道 多上石津線		道路 種類
		路線名
		区 間
同 市 同 三三〇番七地区先から 同 市 同 三三〇番七地区先まで		別前変区域 後更後
後		敷地の幅員 (メートル)
六・〇 一〇・〇		延 長 (メートル)
三・〇 三・七・九		備 考

岐阜県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道 三三三号		道路 種類
		路線名
		区 間
同 市 同 三三〇番七地区先から 同 市 同 三三〇番七地区先まで		別前変区域 後更後
後		敷地の幅員 (メートル)
九・〇 一〇・〇		延 長 (メートル)
三・〇 三・七・九		備 考

岐阜県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	足土岐線	土岐市下石町字坪之内四 五九番一地从先から 同市同町字同 六八番一地从先まで	四	後	一五・五 二五・〇	三三・〇	
				前	二五・〇 二五・〇	三三・〇	

岐阜県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	下肥田石線	土岐市下石町字坪之内四 六〇番一地从先地内		後	一五・五 二五・〇	三三・五	
				前	二五・〇 二五・〇	三三・五	

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の年月日)
県道	多治見線	土岐市下石町字西山三〇四番 六八二地先から 同市同町字同 九三一地先まで	三〇四番	二八・〇	平成 三三・二・二六	平成 三三・三・一〇

岐阜県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の年月日)

一般 国道	四百七十 一号	高山市奥飛驒温泉郷一重ケ根 字大首二〇四番七六地先から 同市同 字内方二〇六番六〇地先まで	一三・〇 三三・二・二六	平成 三〇・二・二
----------	------------	--	-----------------	--------------

岐阜県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	四百七十 一号	高山市上宝町長倉字割石平七 六五番一地先から 同市同町同字平 七〇番六地先まで	二五・〇 三三・二・二六	平成 三〇・二・二
----------	------------	--	-----------------	--------------

岐阜県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	四百七十 一号	高山市奥飛驒温泉郷田頃家字 東平一六一番四地先から 同市同 西ケ平七八番三地先まで	二二・三 三三・二・二六	平成 三〇・二・二六
----------	------------	--	-----------------	---------------

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 購入物品の名称及び予定数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気 3,200,000 kWh
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成21年12月11日
- 落札者を決定した日 平成22年1月29日
- 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 三田 敏雄
- 落札金額 43,811,576円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県保健環境研究所

(2) 所在地 各務原市藤加不動丘1丁目1番地

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まある

三 代表者の氏名 宮村 登美子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市西坂町二丁目二三八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、子育て家庭を軸とした、地域に住む人々に対して、地域力の回復、家庭力の回復に関する事業を行い、地域の福祉に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年二月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いわむらでんでんけん

三 代表者の氏名 鈴木 繁生

四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市岩村町本町二〇九番地四

五 定款に記載された目的 この法人は、専門的な技術と経験を有する会員相互の協力により、NPOと地域住民、行政、企業の協働事業を実現するため客観中立の立場から技術等の支援をする

ことにより、恵那市岩村町本町通り伝統的建造物群保存地区とその周辺地域のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

○県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を岐阜市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
本堂地区	岐阜市役所	平成二二・三・一六から

○保安林に指定された旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を本県市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不明な相手方の登記簿上の住所及び氏名

愛知県尾西市起字堤町一三四番地 浅野恵子

二 通知の要旨

平成二十二年一月八日付け農林水産省告示第九十三号により、森林が保安林に指定された。